

東京二十三区清掃一部事務組合浄化槽汚泥搬入要綱

(目的)

第1条 この要綱は東京二十三区清掃一部事務組合（以下「組合」という。）の品川清掃作業所（以下「作業所」という。）への浄化槽汚泥の搬入について必要な事項を定め、その円滑な搬入を図ることを目的とする。

(受入れ対象)

第2条 作業所において受け入れる浄化槽汚泥は、特別区の区域内から排出されたものとする。

(搬入手続)

第3条 作業所に浄化槽汚泥を搬入しようとする者（以下「搬入者」という。）は、作業所において一般廃棄物（し尿・汚泥）搬入伝票を提示し、その検認を受けなければならない。

2 前項の搬入伝票及びその取扱いについては、東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物（し尿・汚泥）搬入伝票及びその取扱いに関する要綱（平成12年4月1日付け12清総総第15号）によるものとする。ただし、同要綱中搬入伝票D票については、様式中の「排出（事業）者送付用」とあるのは、「特別区送付用」と読み替え、排出場所の所在する特別区に送付するものとする。

(混載の禁止)

第4条 搬入者は、浄化槽汚泥を事業系汲取りし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥等と同一の車両に混載して搬入してはならない。

(搬入者の遵守義務)

第5条 搬入者は、組合の管理者（以下「管理者」という。）が定める作業所の作業日の受付時間内に搬入しなければならない。

2 搬入者は、搬入に際して、作業所の係員の指示に従わなければならない。

(搬入の制限)

第6条 管理者は、作業所の管理運営に著しい支障があると認めるときは、浄化槽汚泥の搬入を制限することができる。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。